



## 申請書等の押印見直しについて (1,348件の押印義務廃止)

安芸高田市では、市民等から申請手続において提出される書類（法令等に根拠があるものを除く。）について、押印の見直しを実施し、令和3年8月末までに56.5%の押印義務を廃止します。

区 分	件 数	割 合	備 考
調査により確認できた手続	2,384 件	100.0%	
法令等に根拠があるもの	405 件	17.0%	戸籍届出関係 等
市の例規等に根拠があるもの	1,979 件	83.0%	
<b>押印廃止</b>	<b>1,348 件</b>	<b>56.5%</b>	<b>各種補助金申請 等</b>
現状維持	631 件	26.5%	契約関係 等

- 押印廃止とした手続については、市のホームページで一覧を公表します。
- 法令等に根拠があるものについても、法改正の動向等を踏まえて対応していきます。
- 現状維持としたものも、引き続き見直しを検討していきます。

## 基本的な運用方針

- (1) 本人確認が不要な場合、原則として押印を廃止します。
- (2) 本人確認が必要な場合、証明資料の添付等があれば、押印は不要とします。
- (3) 法人が行う手続については、原則として記名押印を継続します（真正性確認の必要がない場合及び代替手段によりその確認ができる場合はこの限りでない。）。

## 運用開始期日

令和3年9月1日から